

議案第20号

大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例の一部を改正する条例案

大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例（平成22年大阪市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(虐待を受けた児童の保育所への入所等)」に改め、同条中「保育所に入所する児童を選考する」を「児童福祉法第24条第3項の規定により保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う」に、「決定することができる」を「当該児童に係る保育所への入所の決定又は同項の規定による要請を行うものとする」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

保育所等の利用について調整を行う場合において、虐待を受けた児童に配慮して当該児童に係る保育所への入所の決定等を行うものとするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例（抄）

(虐待を受けた児童の保育所への入所)
入所等

第10条 市長は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する
、認定こども園（保育所であるも
場合において、虐待を受けた児
のを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う
童に配慮して決定することができる。
当該児童に係る保育所への入所の決定又は同項の規定による要請を行うものとす
る。